

人事院会議議事録

会議日

令和6年3月25日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
工藤補償課長

議題

人事院規則16-0(職員の災害補償)等の改正

議事の概要

- 議題「人事院規則16-0(職員の災害補償)等の改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則16—0(職員の災害補償)等の一部改正について

令和7年3月25日

職員福祉局

【人事院規則】

1 人事院規則16—0(職員の災害補償)の一部改正

- (1) 通勤手当制度において、上限額を引き上げる改正と併せて、橋等の特例(住居を得ることが著しく困難である島等に所在する官署への通勤のため有料の橋等を利用する職員に対し、上限額を超えて橋等の利用料金等を支給する措置をいう。以下同じ。)に係る規定を削除する改正が行われたことに伴い、災害補償制度の平均給与額の算定基礎とすべき通勤手当の額を計算する規定においても橋等の特例に係る規定の削除を行うほか、改正前に支払われた橋等に係る通勤手当が平均給与額の算定期間に支払われた場合にこれを平均給与額に加えるなど必要な経過措置を設ける。
- (2) 寒冷地手当制度において同手当が支給される地域の改正が行われ、同手当が支給されないこととなった地域に引き続き勤務する者に対し、激変緩和のため2年間、経過措置として一定の寒冷地手当が支給されることとなったことに伴い、災害補償制度の平均給与額の算定基礎とすべき寒冷地手当の額を計算する規定においても経過措置として支給される寒冷地手当を加えるなど必要な経過措置を設ける。

2 人事院規則16—2(在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例)の一部改正

- (1) 地域手当制度において支給地域及び地域ごとの級地区分を定める改正が行われ、段階的見直し期間における支給地域ごとの級地区分等が経過措置として設けられたことに伴い、災害補償制度の在外公館に勤務する職員の平均給与額を算定する規定においても段階的見直し期間における級地区分により算定できるよう必要な経過措置を設ける。
- (2) 国家公務員等の旅費に関する法律(以下「旅費法」という。)において日額旅費等を廃止する改正が行われることに伴い、災害補償制度において船員に係る平均給与額の算定基礎に日額旅費を加えることを可能としている規定を削除するほか、廃止前の日額旅費等が平均給与額の算定期間に支払われた場合にこれを平均給与額に加えることができるよう必要な経過措置を設ける。
- (3) 国際緊急援助業務、国際平和協力業務又は自衛官の派遣に係る国際連合の業務(※)に係る先遣調査業務を、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の対象となる業務に追加する。

※ 「自衛官の派遣に係る国際連合の業務」とは、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第 28 条において準用する国際機関等に派遣される防衛省の職員に関する法律第 6 条第 1 項の規定により公務とみなされる国際連合の業務をいう。なお、当該業務に係る先遣調査業務には一般職の職員も従事する。

3 人事院規則 1 6—3（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正

- (1) 特定任期付職員業績手当制度が廃止されることに伴い、災害補償制度の傷病特別給付金の算定に用いる特別給支給率を算定する規定においても同手当を削除するほか、廃止前の特定任期付職員業績手当が特別給支給率の算定期間に支払われた場合にこれを特別給支給率の算定において加えるよう必要な経過措置を設ける。
- (2) 旅費法の改正において旅費の種目及び内容等が政令に委任されること等に伴い、災害補償制度の福祉事業における旅行費の計算に係る規定においても、その種目や内容等を人事院が定める事項へ委任するほか、改正前の旅行に係る旅行費については従前の規定によることとする経過措置を設ける。
- (3) 物価上昇に伴う教育費（推定額）の増加を踏まえ、奨学援護金の支給額を増額する改正を行う。
- (4) 「民間企業における勤務条件制度等調査」に基づく民間の法定外給付の結果を踏まえ、通勤に係る障害特別援護金の上限額を引き下げる改正を行う。

4 人事院規則 1 6—4（補償及び福祉事業の実施）の一部改正

- (1) 災害補償制度においては、年金による補償を受けている者が死亡等により失権した場合に、次順位者に年金受給権が発生することがある。このような年金受給権の転換が適切に行われることを担保するため、失権が生じた場合には、実施機関から人事院へ報告することを求めてきている。
近年、実施機関において年金受給権の転換が適切に行われており、報告制度がなくても引き続き制度の適切な運用を期待することができると考えられることから、業務合理化の観点も踏まえ、当該報告に係る規定を削除する。
- (2) 実施機関が人事院に対して行う災害補償に係る報告について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ令和元年度分の報告期日を延長した規定を削除する。

【人事院公示】

昭和 58 年人事院公示第 4 号の一部改正

人事院規則 1 6—2 等の改正に伴い、災害補償関係の権限の委任について定めた人事院公示（昭和 58 年人事院公示第 4 号）について規定の整備を行う。

【公布日】

令和 7 年 3 月 31 日

【施行日】

令和 7 年 4 月 1 日

以 上